社会福祉法人竜王町社会福祉協議会役員、評議員および評議員選任・解任委員の報酬および費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人竜王町社会福祉協議会（以下「法人」という。）役員、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

（役員の報酬）

第２条　法人の役員が、理事会、評議員会、部会および監査に出席した場合は、日額３，０００円を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

２　会長の報酬は、年６００，０００円とする。

３　報酬は、次の区分により支給する。

(1)　年額によるものは、前期分としてその半額を９月に、後期分を３月に支給する。

(2)　日額によるものは、その職務の都度支給する。

４　年額の報酬を受けるものが、その年度の途中において選任された場合は、その当月分から、辞職又は死亡した場合には、その当月分まで月割りによって計算した額の報酬を支給する。

（評議員および評議員選任・解任委員の報酬）

第３条　評議員および評議員選任・解任委員が会議に出席した場合は、日額２，０００円を支給する。ただし、評議員選任・解任委員が職員である場合は、これを支給しない。

（旅費による費用弁償）

第４条　役員等が会務のため出張若しくは旅したときは、社会福祉法人竜王町社会福祉協議会職員旅費規程により支給する。

（その他）

第５条　この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

附　則

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

２　社会福祉法人竜王町社会福祉協議会役員の報酬および評議員費用弁償に関する規程(平成２７年５月２６日施行)は廃止する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。